

アライアンスパートナーズ 医療機能連携協定書（例）

●●●●●●病院（以下「甲」という。）と国立大学法人岐阜大学医学部附属病院（以下「乙」という。）は、患者により適切な医療を提供するため、相互に有する医療機能を発揮し、連携を円滑に行うことにより質の高い医療環境を確保することを目指して、相互が緊密な医療連携を図ることを目的として下記のとおり協定を締結する。

（連携実施内容）

第1条 上記目的を達成するため、甲及び乙は次に掲げる事項について実施するものとする。

- （1） 甲及び乙は、相互に患者の紹介・受け入れを積極的に行うものとする。
- （2） 甲及び乙は、「医療機能連携協定締結証」を発行し、自己の医療機関施設内に当該協定締結証を掲示することができるものとする。ただし、本協定終了後は速やかに破棄するものとする。
- （3） 甲及び乙は、相互のホームページ及び発行する各種案内冊子に「医療機能連携協定」を締結していることを表示できるものとする。
- （4） 乙は、乙の施設内に「医療機能連携病院名」を掲示できるものとする。
- （5） 甲及び乙は、それぞれの病院の入退院情報を常時共有し合うものとする。

（連携期間）

第2条 連携期間は、平成●●年●●月●●日からその属する年度末までとする。ただし、甲及び乙のいずれからも協定終了の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1か年延長するものとし、以後の更新についても同様とする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定で知り得た患者の個人情報並びに業務上の秘密事項を第三者に開示又は漏洩しないものとする。

（疑義の決定）

第4条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙間において協議の上、定めるものとする。

以上を証するため本協定書を2通作成し、甲及び乙はそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

平成●●年●●月●●日

甲 岐阜県●●●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●病院
病院長 （サイン）

乙 岐阜県岐阜市柳戸1番1
国立大学法人岐阜大学医学部附属病院
病院長 （サイン）